

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 28 年 6 月 3 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 28 年 12 月 22 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 29 年 1 月 20 日

山形県監査委員 森 田 廣
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課 (対象公社等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
管理課 ((公財) 山形 県建設技術セ ンター)	<p>(1 者随意契約理由 (改修工事))</p> <p>経営体制強化のため、1 者随意契約により民間企業に委託して実施した事務室、役員室及びロッカー室の改修工事は、本来であれば複数者からの見積合わせを実施すべきである。</p> <p>現状のように、1 者随意契約とする場合、県民から競争性を欠く不適切な取引について疑念を抱かれないよう、その適用要件を厳格に適用し、説得力のある理由を記載すべきである。</p>	<p>今後とも、1 者随意契約の適用要件を厳格に適用していくため、平成 28 年 8 月に、適用要件の解釈、留意点、理由書記載法などを示したマニュアルを作成し、組織全体で共有した。</p> <p>また、平成 28 年 9 月 1 日に契約した業務委託の実施に当たっては、近隣地域で唯一可能な業者との 1 者随意契約としたが、遠隔地の業者の参考見積りと比較し、金額の妥当性を検証した。</p>